

瑞穂市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

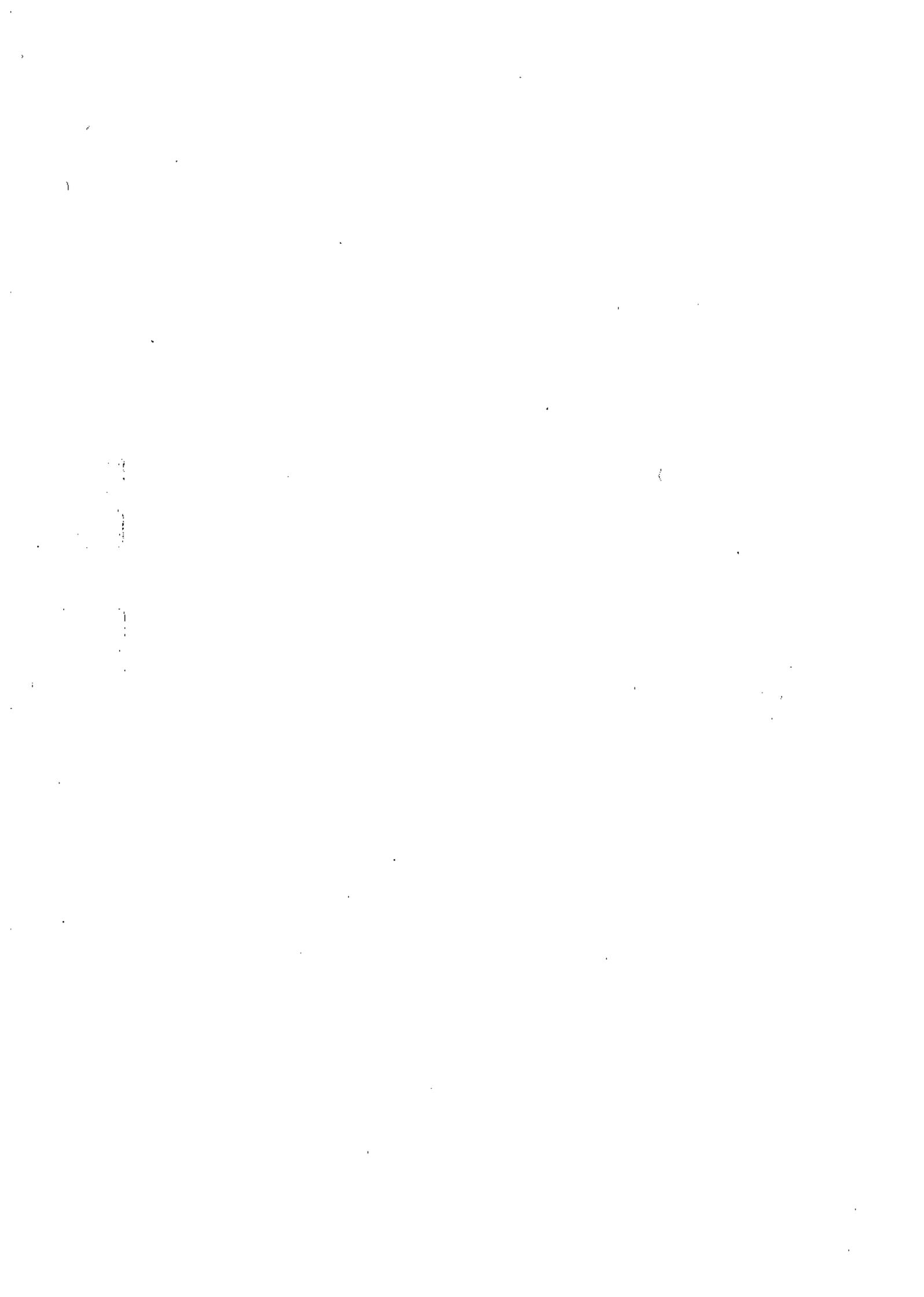
令和5年3月16日

瑞穂市監査委員 浅村 孝



瑞穂市監査委員 杉原 克





監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R5.2時点)	回答担当
行政監査 R3.12.14～ R4.2.7	備品管理	結果	<p>(1) 備品の判断基準について</p> <p>マニュアルにおいて、備品の判断基準は、取得予定価格3万円以上、期間は3年以上と定められている。例外とされる事項についてはマニュアルに具体的な記載がなく、各課の判断で備品か消耗品になっており、備品と消耗品の区別が曖昧な状況になっている。</p> <p>また、平成23年定期監査結果報告書において「(略)同じ物品を金額により消耗品と備品に区別することは適切ではない。全庁的に見直し統一基準に基づき管理していただきたい。」との意見がなされたが、その後においても3万円未満の判断が優先しており、例えば低価格の冷蔵庫と文具等が同じ消耗品扱いになっているが、社会通念上短期間で費消されない物品については、限定列挙をするなどして備品に準じた管理を行うなどの対応が必要である。</p> <p>備品管理事務が煩雑にならないためにも、税法上の耐用年数等を判断材料にするなどして取得価格の見直し、具体的な判断基準、備品の範囲を示すなど運用ルールの見直しをすべきである。</p>	改善進行中	<p>マニュアルを改正し、令和5年度から備品の判断基準を取得予定価格3万円以上、期間を1年以上に変更し、取得予定価格に限らず備品とする「特定備品」に、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、デスクトップ型パソコン・ノート型パソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、タブレット型端末を加えるように変更し、周知徹底を図ります。</p>	財務情報課・会計課
		意見	<p>(2) システムの入力について</p> <p>規則第91条において、保管中の備品への備品シール貼付の義務付け、その他適宜の方法により品目、番号及び市名を表示しなければならないと規定している。各部署から回答のあった不明備品一覧表を確認すると備品名が型番のみ、サイズのみ、メーカー名のみ記載となっており、照合確認は困難であると思われる。</p> <p>また、備品台帳を確認する限りにおいて取得価格0円となっているものが多数あり、多くはシステム導入以前のものであるが不明瞭である。</p> <p>今後においては、システム入力について備品照合時の効率性を鑑み、適切な入力内容となるよう指導の徹底を図っていただきたい。</p>	改善進行中	<p>統一的な基準により管理ができるよう、システム入力及び管理のためのマニュアルを改正中です。改正後は周知徹底を図ります。</p>	財務情報課・会計課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R5.2時点)	回答担当
行政監査 R3.12.14～ R4.2.7	備品管理	(3) 備品照合確認について	<p>規則第88条において、毎年度1回以上照合しなければならないと規定されている。決算時においては、会計管理者が市長に提出する決算附属書類に「財産に関する講書」があり、価格が50万円以上の物品について公表しており、定期的な備品確認は必須である。</p> <p>職員の通常事務に加えての確認作業は、事務負担も増すことから効率的に行うことが必要となるため、例えば、配置場所の確認、所有数の確認など事務負担の少ない効率的な照合方法とすべく実施手順、取組方法を示していただきたい。</p>	改善進行中	マニュアルを改正し、備品と台帳との照合について明記します。具体的な照合方法及び頻度については現在調整中ですが、改正後はマニュアルにより周知徹底を図ります。	財務情報課・会計課
		(4) 備品の管理について	<p>備品照合の結果、所在不明の備品は、調査結果を集計した限りにおいて1,045件であった。調査中、確認中の部署を含めるとおびただしい件数になると予測される。</p> <p>備品を購入して完結ではなく、市の財産として適切に備品管理を遂行していかなければならないがその認識に欠けているように思われる。</p> <p>今後においては、備品の利活用・廃棄処分方法など、適正な備品管理事務に向け、職員への周知に努めていただきたい。</p>	改善進行中	現在マニュアルを改正中ですが、改正後のマニュアルの周知徹底とともに、備品管理について一層の意識向上を図ります。	財務情報課・会計課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R5.2時点)	回答担当
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(1) 市民活動支援事業補助金について	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、「個別の交付要綱を定めていないものは、補助目的を明確にするために要綱を必ず定め、実態に合わせ適宜改正する。」となっているが、市民活動支援事業補助金の交付要綱は制定されておらず指針に反している。</p> <p>補助目的等を明確にするために、指針に基づいて要綱を制定すべきである。</p>	改善進行中	<p>当補助金は、校区組織が行う校区活動を支援することを目的に設けたものであるが、現在校区活動に関する各種補助金の調整を関係各課と行っており、既存の補助制度の見直しを行う過程で交付要綱を制定する見通しです。</p>	市民協働安全課
		(3) 瑞穂市自治会連合会補助金について	<p>瑞穂市自治会活動傷害給付事業規約第7条で、「本事業の資金は、瑞穂市自治会連合会補助金により運営する。」と規定されているため、全て補助金で運営されていることになる。</p> <p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針では、「会計年度の独立の原則により、補助金を原資とした積立(繰越金)は認めない。」となっているが、給付事業会計の令和3年3月31日現在の預金残額(繰越金)は、39,644,685円となっているため、連合会会計から傷害給付事業への繰出金分の補助金廃止、傷害給付事業の積立(繰越金)返還、自治会活動保険加入への補助金交付等を検討していただきたい。</p>	不(未)措置	<p>この給付事業は、自治会や校区での地域コミュニティ活動を少しでも安心して実施していただくための最低限の保障を行う見舞金制度であります。民間の保険制度と比較検討した結果、民間の制度は高額な費用を要することから引き続き、現行の運用で進めていきます。</p> <p>ただし、金額に上限を定める方向で検討していきます。</p>	市民協働安全課
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(4) 自治会活動振興交付金について	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっている。</p> <p>自治会活動において、親睦会(飲食)はあらゆる場で不可欠であると考えられるが、交付金の財源が公金であることから、瑞穂市補助金等の交付に関する指針(補助金)に準じて親睦会(飲食)を交付金の対象外経費として検討していただきたい。</p>	改善進行中	<p>自治会員の親睦は、希薄化が進むコミュニティの醸成の場として有意義であると考えているところではありますが、今回の指摘を受け、自治会毎に個別に対応し、是正に努めます。</p>	市民協働安全課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R5.2時点)	回答担当
		(5)食糧費について	<p>瑞穂市予算編成方針では、「食糧費は原則なし」と示されている。</p> <p>自治会長同士の親睦を深めるため等、団員の慰労等を目的として原則外で食糧費を支出しているが、原則外とする明確な食糧費の支出基準等は無く支出されているため、親睦、慰労等を原則外として支出することが適正であるか検討し、明確な支出基準を設ける等の適正な事務処理をしていただきたい。</p>	改善進行中	食糧費の支出基準については、財務情報課と今後の方向性も含めて協議していきます。	市民協働安全課
		(7)ホームページについて	<p>早急に修正するとともにホームページ更新、事務のチェック体制の見直しを図っていただきたい。</p>	改善進行中	修正すべきホームページの情報につきましては、担当者のみではなく、課全体での定期的なチェック体制を構築し最新の情報をホームページに掲載するように努めます。	市民協働安全課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R5.2時点)	回答担当
財政援助 団体等監 査 (瑞穂市商 工会) R3.10.6 ～ R4.1.21	瑞穂市 商工会 商工農 政観光 課	瑞穂市商工会について (1) 振興資金引当預金について 結果	商工会によると、振興資金引 当預金は、商工会館の建設や 取得等を目的とした預金である が、現在は商工会館を建設する 計画はないとのことであった。 商工会館を建設する計画がな いのであれば、振興資金引当預 金は、余剰資産となり市から補 助金を受ける理由がないため、 早急に計画を定め、振興資金引 当預金の活用を検討すべきであ る。	改善 進行中	商工会からは市の新庁舎への 入居の可能性や、会館を新設し た場合の市の財政援助の有無 を考慮し判断したいとの意見が あったことから、市の新庁舎建設 の検討状況に応じ随時協議する こととしたが、新庁舎建設の検討 が始まったところであり、具体的 な協議ができていない状況で す。	商工農 政観光 課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R5.2時点)	回答担当
定期監査 R2.12.4	穂積中学校 学校教育課 教育総務課	(3)	<p>(3) ガラス取替工事(修繕料)について</p> <p>ガラス破損の経緯・過失割合の算定方法・一部負担金の通知等の決裁等は作成されておらず、公費・私費等負担区分の基準がないため、過去からの引継ぎで生徒の保護者に一部負担をさせているとのことであるが、過去からの引継ぎを根拠とする器物破損等の一部負担金は適切とは言えない。</p> <p>今後は、器物破損等の公費・私費等負担区分の基準を明確にし、器物破損等発生した場合は、経緯・通知等の決裁等を作成すべきである。</p>	措置済	<p>ガラス破損時における修繕費の負担状況について各学校に調査した結果をもとに、不可抗力である場合には公費で対応することを共通理解した。</p> <p>修繕が必要な場合は、棄損の経緯、負担などを記載した書面作成、教育委員会関係課に決裁し、関係課で確認後(緊急時除く)修理を行うこととした。</p> <p>故意/過失である場合と認められる場合は、加害者に負担を求めていく。</p>	学校教育課
		(4)	<p>(4) 備品管理について</p> <p>備品については、調査・確認等できなかったものについて、安易に所在不明を理由に除却すべきではない。</p> <p>また、備品シールの貼付がないものもあり、備品紛失・盗難等があっても分らない状況である。</p> <p>すべての登録備品について現物を確認し、適正な管理をすべきである</p>	措置済	<p>備品点検時に、確認できなかったものについて、状況や不明理由、対応等について記入した決裁を作成することを全学校・幼稚園で確認をし実施している。決裁時には、耐用年数や不明点についての現地確認を担当者が実施している。</p> <p>備品点検は、年1回以上チームとして実施して行くとともに、全備品について台帳と照合し、適正に管理することを指導している。</p> <p>また、学校訪問の際には、学校教育課の職員がその状況確認を行い、今後財務情報課にて作成されるマニュアルに沿って管理していく。</p>	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R5.2時点)	回答担当
行政監査 R2.1.11～ R2.2.12	ホームページ	(1) 研修について 意見	<p>研修は、職員のホームページに関する操作習得及び資質の向上に繋がることから、今後は、瑞穂市公式ホームページ研修については、新規採用職員に対し参加を義務付けるなど、受講の促進を図り、各小中学校及びほづみ幼稚園においても、研修を実施していただきたい。</p> <p>また、受講者にアンケート等を実施し、研修に関する意見等を把握することにより効果検証を行い、受講者の資質の向上等に努めていただきたい。</p>	改善進行中	<p>令和5年度、ホームページ担当職員が、新規採用職員やホームページ委員で未受講者を対象に、基本的な操作方法等について、自庁で研修を実施する。</p> <p>また、その際、アンケート等を実施し、意見の把握による効果検証を行い、受講者のさらなる資質の向上に繋がるよう、研修内容の改善に努める。</p>	総合政策課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R5.2時点)	回答担当
定期監査 R元.11.8	ほづみ 幼稚園 学校教育課 教育総務課	(2) 幼稚園交通安全協力費について 結果	徴収根拠のない幼稚園交通安全協力費をバス利用の園児の保護者のみ雑入として徴収し、施設管理費に財源充当することは、違法・不当とまでは言えないものの、幼稚園運営上、著しく公平性に欠けており、本来の目的を逸脱していると言わざるを得ない。 今後は、幼稚園運営を適切に行うためにも、幼稚園交通安全協力費の使途や徴収根拠を明確にすべきである。	改善進行中	幼稚園交通安全協力費の在り方については、幼稚園の運営とバスの運行方法含め、総合的に検討している。	学校教育課